

2 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 393事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から150事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種122人（行政職に相当する調査実人員122人）、初任給関係以外の調査職種3,767人（行政職に相当する調査実人員3,528人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,929人であり、行政職に相当するものは、12,658人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		124	42	52	30
農 業 , 林 業 , 漁 業		3	0	2	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		15	2	4	9
製 造 業		46	18	20	8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		25	10	9	6
卸 売 業 , 小 売 業		6	2	4	0
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		3	2	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		26	8	12	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が20所あった。
 2 調査対象事業所150所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた144所に占める調査完了事業所124所の割合(調査完了率)は86.1%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	209,624	213,167	205,418	210,000 *
	短 大 卒	179,468	x	182,358 *	176,000 *
	高 校 卒	166,599	185,000	162,544	159,333 *
新 卒 技 術 者	大 学 卒	214,130	225,789	211,710	204,333 *
	短 大 卒	190,441	195,083 *	200,971 *	177,500 *
	高 校 卒	179,399	185,560	173,105	182,790
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	212,514	220,740	209,839	206,600
	短 大 卒	185,708	195,083 *	189,215	176,750 *
	高 校 卒	175,509	185,350	168,092	175,122

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	58.2	591,786	963	590,823
	工 場 長	7	52.9	674,871	842	674,029
	事 務 部 長	105	55.0	593,039	3,053	589,986
	技 術 部 長	75	53.8	709,889	12,305	697,584
	事 務 部 次 長	64	52.9	547,458	78	547,380
	技 術 部 次 長	28	52.1	513,486	8,439	505,047
	事 務 課 長	232	50.3	484,412	11,568	472,844
	技 術 課 長	188	49.9	579,664	16,523	563,141
	事 務 課 長 代 理	163	48.7	449,431	47,446	401,985
	技 術 課 長 代 理	58	46.9	409,559	59,586	349,973
	事 務 係 長	242	46.6	400,013	46,413	353,600
	技 術 係 長	200	45.6	522,368	84,326	438,042
	事 務 主 任	247	42.6	316,532	25,800	290,732
	技 術 主 任	187	40.8	423,869	77,631	346,238
	事 務 係 員	1,100	38.4	269,631	23,474	246,157
	技 術 係 員	628	36.8	322,753	64,296	258,457
関 係 ・ 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	X	X	X	X	X
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	—	—	—	—	—
研 究 関 係 職 種	研 究 部 (課) 長	X	X	X	X	X
	研 究 室 (係) 長	3	44.5	424,140	0	424,140
	主 任 研 究 員	X	X	X	X	X
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7級、8級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6級、7級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長―課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職 7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5級、6級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長―係長間)	
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3級、4級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長―係員間)	企業規模500人以上 行政職 2級 (一部は3級、4級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2級 (一部は3級) 行政職 1級
見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	X	X	X	X	
	大 学 教 授	20	55.9	484,465	0	484,465
	大 学 准 教 授	11	47.5	432,200	0	432,200
	大 学 講 師	5	38.1	351,600	0	351,600
	大 学 助 教	2	28.0	310,450	0	310,450
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	3	58.8	557,227	18,333	538,894
	高 等 学 校 教 諭	23	41.9	392,183	10,043	382,140
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	2	50.5	1,612,129	103,929	1,508,200
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	—	—	—	—	—
	薬 剤 師	X	X	X	X	X
	診 療 放 射 線 技 師	10	39.3	295,666	8,591	287,075
	臨 床 検 査 技 師	10	42.4	260,921	14,451	246,470
	栄 養 士	12	37.2	230,153	1,638	228,515
	理 学 療 法 士	19	35.7	278,886	0	278,886
	作 業 療 法 士	26	37.0	283,332	199	283,133
	総 看 護 師 長	2	49.0	430,555	29,894	400,661
	看 護 師 長	18	46.8	345,399	32,385	313,014
看 護 師	48	44.7	295,375	29,815	265,560	
准 看 護 師	20	49.1	260,716	26,442	234,274	

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	13	62.9	528,051	1,553	526,498
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	9	63.7	350,725	12,264	338,461
	事 務 ・ 技 術 課 長	3	62.2	365,278	0	365,278
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 係 長	6	61.3	277,398	65	277,333
	事 務 ・ 技 術 主 任	6	62.7	276,670	4,096	272,574
	事 務 ・ 技 術 係 員	111	63.0	230,179	11,230	218,949

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	規模計	39.0	
大学卒	500人以上	81.8	(100.0)	(-)	(-)	18.2
	100人以上 500人未満	21.8	(75.8)	(24.2)	(-)	78.2
	50人以上 100人未満	20.0	(60.0)	(40.0)	(-)	80.0
高校卒	規模計	37.5	(82.4)	(17.6)	(-)	62.5
	500人以上	64.6	(100.0)	(-)	(-)	35.4
	100人以上 500人未満	25.9	(54.1)	(45.9)	(-)	74.1
	50人以上 100人未満	26.7	(100.0)	(-)	(-)	73.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		77.1%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		59.9%
子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		77.1%
家 族 手 当 制 度 が な い		22.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,612 円
	配 偶 者 と 子 1 人	16,578 円
	配 偶 者 と 子 2 人	21,715 円
	子 1 人	5,918 円
	子 2 人	10,827 円
	子 3 人	15,888 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	事 業 所 割 合
配 偶 者 に 対 す る 家 族 手 当 を 見 直 す 予 定 又 は 見 直 す こ と に つ い て 検 討 中	10.4%
税 制 及 び 社 会 保 障 制 度 の 見 直 し の 動 向、他 の 民 間 企 業 の 見 直 し の 動 向、公 務 員 の 見 直 し の 動 向 等 に よ っ て は、見 直 す こ と を 検 討	6.8%
配 偶 者 に 対 す る 家 族 手 当 を 見 直 す 予 定 は な い (検 討 も 行 っ て い な い)	82.8%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第6表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(単位 %)

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
63.2	(53.3)	(7.6)	(31.7)	(7.4)	36.8

(注) ()内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を
含む通勤手当の支給状況

(単位 %)

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
86.4	(83.7)	(4.0)	(0.0)	(12.3)	13.6

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

項目 企業規模	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	57.1	42.9	56.1	43.9	54.6	45.4
500人以上	57.8	42.2	49.9	50.1	49.7	50.3
100人以上 500人未満	62.6	37.4	64.4	35.6	63.5	36.5
50人以上 100人未満	48.3	51.7	48.5	51.5	45.3	54.7

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.0	60.1	38.9	1.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		31.8	26.7	68.2
非 管 理 職		27.8	21.5	72.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第10表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
80.9	81.3

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。